

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 2

◇ 告 示

- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【都市戦略局計画部都市交通政策課】 3

◇ 公 告

- 道路の指定【都市戦略局指導部建築審査課】 4

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年8月2日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第30号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の施行期日を定める規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（
令和6年北九州市条例第25号）の施行期日は、令和6年8月13日とする。

北九州市告示第 3 3 4 号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成 5 年北九州市規則第 2 9 号）第 2 条第 4 項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和 6 年 8 月 3 日	午前 7 時 3 0 分から午後 5 時まで及び午後 9 時 3 0 分から午後 1 1 時まで
令和 6 年 8 月 4 日	午前 7 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで及び午後 9 時 3 0 分から午後 1 1 時まで

北九州市公告第 5 7 3 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 6 年 8 月 2 日 第 7 4 5 3 0 2 号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置	延長 (m)	幅員 (m)
7・4・4 4 － 5 5 長野津 田区画街路 1 号線	北九州市小倉南区長野本町二丁目 2 2 1 4 番から北九州市小倉南区 長野本町三丁目 2 1 3 2 番まで	4 0 3. 8 0	1 6. 0 0
7・4・4 4 － 5 6 長野津 田区画街路 2 号線	北九州市小倉南区長野本町三丁目 2 1 3 2 番から北九州市小倉南区 津田一丁目 1 5 9 番 4 まで	1 7 9. 2 0	1 6. 0 0
区画道路 5 号線	北九州市小倉南区長野本町二丁目 2 2 2 1 番 9 から北九州市小倉南 区津田一丁目 2 2 1 番まで	1 4 0. 8 0	8. 0 0
区画道路 6 号線	北九州市小倉南区津田一丁目 2 0 9 番から北九州市小倉南区津田一 丁目 2 2 7 番 2 地先まで	3 7 2. 9 0	8. 0 0
区画道路 8 号線	北九州市小倉南区長野本町三丁目 2 1 3 2 番から北九州市小倉南区 長野本町三丁目 2 1 6 2 番 1 まで	6 9. 2 0	8. 0 0